公益社団法人京都府介護支援専門員会概要

設　立	平成２５年１１月２２日
代表者	会長　村上　晶之
概要	本会は、京都府内で介護支援専門員として仕事に従事している者が中心になり、介護支援専門員相互の連携を図るとともに、各種の研修を通じて資質の向上を図るため、平成 12 年 11 月 23 日に京都府介護支援専門員協議会として設立され、平成 19 年 10 月 12 日に社団法人京都府介護支援専門員会となり、平成 25 年 11 月 22 日に公益社団法人の認定を受けました。 設立してから今日までの間、会報の発行、ホームページでの情報提供、相談窓口設置事業、研修会の開催をはじめ、京都府・京都市からの委託による研修事業や認定調査業務、介護支援専門員の地域での活動へのバックアップなど、数多くの事業を行うとともに、京都府・京都市等の各種審議会・委員会等へ委員を推薦することにより、介護保険制度や高齢者保健福祉政策等について、介護支援専門員の立場から意見を述べてまいりました。
目　的	本会は、介護支援専門員一人一人が加盟する職能団体として、介護保険制度が利用者主体の制度として確立されるよう、（私たち介護支援専門員が）専門的知識及び技能を研鑽し、介護支援専門員の資質及び社会的地位の向上に努めることにより、公平・中立なケアマネジメントの実現を目指し、もって京都府民の健康と福祉の向上に寄与することを目的としています。
事　業	本会は、目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 京都府民のケアマネジメントの増進と、介護支援専門員取得等を広報・支援する府民公開講座事業 (2) 京都府民のケアマネジメント及び介護保険制度に関する相談支援事業 (3) 介護支援専門員の現任者研修及びこれから実務に就く者の実務者研修、並びに相互研鑽・資質及び倫理の向上を目的とした研修会等の開催に関する事業 (4) 介護支援事業、資質向上に関する刊行物の編集・発行及び社会的地位の向上、並びに資質向上に関する調査研究事業 (5) 介護支援業務等に関する各種研修会・講義への講師の派遣とその育成に関する事業

	(6) 事業所間のトラブル防止等を目的とした、情報交換等のための地域ブロック組織結成等の支援事業 (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業
会　員	(1) 正会員 介護保険法（平成９年法律第 123 号)第７条第５項に規定する介護支援専門員、第 69 条の２第１項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者、又は介護支援専門員実務研修受講試験の合格者のいずれかであって、京都府内に住居又は勤務先を有し、この法人の目的に賛同して入会した者 (2) 準会員 介護保険法（平成９年法律第 123 号）第７条第５項に規定する介護支援専門員、第 69 条の２第１項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者、又は介護支援専門員実務研修受講試験の合格者のいずれかであって、京都府外に住居と勤務先を有するもの。その他、理事会が特に認めた者 (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体 (4) 名誉会員 この法人に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て社員総会において承認された者
会　費	(1) 入会金　３，０００円 (2) 年会費 正会員及び準会員　１名当たり(年額) ４，０００円 賛助会員　個人　(年額) ４，０００円 団体　(年額) １口３０，０００円
役　員	(1) 理 事　１７名 (2) 監 事　２名
事務局	所　在　地 〒604－0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町 375 京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都） ７階 電 話 番 号　０７５－２５４－３９７０ ＦＡＸ番号　０７５－２５４－３９７１ メ　ー　ル　info@kyotocm.jp